

II ダクト事件（無効 2009-880007）

共通点	<p>A 全体を、管路断面を横長矩形とする直方体状の筒体としている点</p> <p>B 管路断面の縦寸法と横寸法との比について、何れも縦寸法1に対して、横寸法が1.5程度と認められる点</p> <p>C 筒体の各面全域に、所定間隔で凹凸を繰り返す高さの低い（凹部にあっては深さの浅い）台形状の補強リブが略均一に形成されている点</p>	<p>ダクトの形状を具体的に認識できない</p> <p>ダクトの形状を具体的に認識できない</p> <p>ダクトの形状を具体的に認識できない</p>
差異点	<p>ア 管路の縦寸法と筒体の長さ寸法との比について、縦寸法1に対する長さ寸法を、本件登録意匠は略3.5としているのに対し、甲第1号証の意匠は少なくとも2程度以上とするものではあるが、長さ方向の片側端の図示が省略されているため寸法比を特定することができない点</p> <p>イ 補強リブの配設方向及び凹凸の繰り返しの回数について、本件登録意匠は筒体の軸心方向と平行に配設し、凹凸の繰り返しの回数を、筒体の上下面において5回（凹5凸5）、左右面において3.5回（凹3凸4）としているのに対し、甲第1号証の意匠は筒体の軸心方向と直角に配設し、繰り返しの回数は不明である点</p> <p>ウ 本件登録意匠は、断面略L字形の2枚パネルがボタンパンチハゼにより結合されて筒体が構成され、このボタンパンチハゼの結合部が筒体の角稜部に沿った部分に幅狭の台形凸リブとなって表れているのに対し、甲第1号証の意匠はこの態様が認められない点</p>	<p>ダクトの形状を具体的に認識できない</p> <p>ダクトの形状を具体的に認識できない</p> <p>ダクトの形状を具体的に認識できない</p>

1. 審決等の種別：無効審判
2. 審決日：平成 22 年 1 月 12 日
3. 事件番号：無効 2009-880007
4. 意匠に係る物品：ダクト（部分意匠）
5. 結論：非類似
6. 人的基準：需要者（看者もある。）
7. 公知意匠：なし
8. 審決等の要約

(1) 本件登録意匠（意匠登録第 1356947 号）と甲第 1 号証の意匠との類否について

1) 審判官は、意匠審査基準に示されている部分意匠の類否判断基準に基づいて、本願登録意匠と甲第 1 号証の意匠とを対比して、両者ともに気体を所定の場所に送る管路を構成するものであるから、両意匠の意匠に係る「物品」は一致する。また、「対比部分の物品全体に対する位置、大きさ、範囲並びに用途・機能」についても、筒体の管路を構成する部分（フランジを除く部分）であるから略一致すると認定している。

2) 残りの部分意匠における類否判断基準での要素である「対比部分の形態」については、前記図表に示

されるように、その<共通点>及び<差異点>について認定している。

その上で、本件登録意匠と甲第 1 号証の意匠との類否について以下のように判断している。

すなわち、この種ダクト類は、設置後においては外部からは観察できなくなることが一般的であるから、需要者は設計や施工に携わる者を中心にするべきものと考えられると認定した上で以下のように判断している。

<共通点の評価>

共通点（A）の全体形状は、全体の骨格を構成するものであって看者の注意を一定程度惹くものではあるが、ダクトである以上、基本形状を筒体とすることは当然であって、また、管路断面を横長矩形の直方体状とした点も、この種物品において極めて一般的に採用されている形状であるから、両意匠の特徴となり得る共通点とはいえ、類否判断に与える影響は微弱である。

また、共通点（B）の寸法比についても、縦横比を 1：1.5 程度とする断面形状はダクトとして典型的なも

のと認められるから、両意匠を特徴付けるほどの共通点とはいえ、類否判断に与える影響は微弱である。

次に、共通点（C）の筒体の各面に台形状の補強リブが形成されている点は、各面の全域に均一に形成されていることもあって、両意匠においてそれぞれに看者の注意を惹くものである。

しかしながら、この共通点（C）の構成態様について、所定間隔で凹凸を繰り返す台形リブを備えた板材は、板材それ自体としては格別特徴的なものではなく、しかも、本件の両意匠においては、差異点（イ）の補強リブの配設方向が大きく異なるという差異があり、共通点としては筒体の補強構造のみを抽出しただけである。したがって、両意匠の共通点の類否判断に及ぼす影響は限定的とならざるを得ないと認定している。

<差異点の評価>

差異点（ア）の管路断面の縦寸法に対する筒体の長さ寸法の比が、甲第1号証では特定できないことによる差異については、この種物品が運搬の利便性や設置現場での施工性等を考慮した上で、定寸の薄板金属板を材料に加工製作されるものであることを考慮すると、両意匠の類否判断に与える影響はさほど大きなものとはいえない。

しかし、差異点（イ）において、特に、補強リブの配設方向が筒体の軸心方向と平行か直角かの差異については、ダクト自体の形態として対比観察する場合には、形態全体に関わる明白な方向性の差異として顕著に看者の注意を惹き、類否判断に大きな影響を及ぼすものと認められる。

また、差異点（ウ）の、本件登録意匠の断面略L字形の2枚パネルがボタンパンチハゼにより結合されて筒体が構成されている点は、全体の構造に係わるものであるから、この種物品の設計・施工に携わる者においては無視することのできない態様である。

本件登録意匠においては、ボタンパンチハゼによる結合部が筒体の軸心方向に沿う幅狭の凸リブとして表れることにより、差異点（イ）の補強リブの配設方向と一体化しているが、甲第1号証の意匠はこの幅狭の凸リブの態様が認められない。よって、差異点（ウ）の類否判断への影響も小さいとすることができない。

<結論>

少なくとも差異点（イ）と（ウ）が一体となって類否判断に及ぼす影響は、上記共通点（A）ないし（C）

の類否判断に及ぼす影響を優に凌ぐものであって、両意匠の差異は、両意匠を別異とするに十分と認められる。

したがって、甲第1号証の意匠と本件登録意匠とは、同一又は類似するとは言えないと判断している。

（2）本件登録意匠と甲第2号証の意匠との類否について

審判官は、甲第2号証の意匠については、23頁右下にダクトの補強リブの形状が拡大断面図として表されているが、同頁にはダクトの全体形状を表す図が記載されていないため、これをどのようなダクトに、どのような向きに、どのような大きさ（密度）のものとして表しているか等の点について特定できない。

したがって、甲第2号証の記載からはダクトの形状を具体的に認識することができないから、本件登録意匠は甲第2号証の意匠と同一又は類似するとは言えないと判断している。

9. コメント

（1）審判官は、本件登録意匠が部分意匠であることから、意匠審査基準に示されている部分意匠の類否判断基準に基づき、4つの要素を各々検討することによって本件登録意匠と甲第1号証の意匠との類否について判断している。

（2）特に、本件で問題となる形態の類否については、共通点と差異点とを抽出した上で、本件登録意匠に係る物品「ダクト」との関係では、設置後においては外部からは観察できなくなることが一般的であることから、その「需要者」は設計や施工に携わる者を中心にするべきものであると認定している。

このように「需要者」を認定すると、その設計や施工に携わる者は、「ダクト」を取り扱う業界の専門家であることから、かなり細部の相違まで認識することができるのが妥当である。そうすると、具体的な形態の相違が一定程度あれば、非類似であるとの判断に傾くものであると思われる。

また、本件では、「需要者」と「看者」とが用いられているが、同じ意味合いで用いられると解される。

（3）本件では、その共通点Cにおける筒体の各面に台形状の補強リブが形成されている点は看者の注意を惹くものであると認定した上で、差異点（イ）及び同（ウ）の具体的な形状の相違をもって非類似であると判断しており、本件登録意匠に係る物品「ダクト」との関係では妥当な判断であると思われる。